

2004.03.16：平成16年度 予算等審査特別委員会（第10日目）

委員長

ただいまから、予算等審査特別委員会を開会いたします。

それでは、これより質疑を行います。

まず、昨日に引き続き、第16号議案平成16年度仙台市一般会計予算第1条歳入歳出予算中、歳出第8消防費ほかについてであります。

フォーラム仙台から発言予定の方は、質疑席にお着き願います。

委員長

発言を願います。

池田友信委員

委員長の方にあらかじめ申し出ておりました資料の掲示と、それから討議資料についての配付をお願いします。

委員長

それでは、事務局に配付いたさせます。配付方、よろしく願います。

池田友信委員

私は、消防費中、防災対策費、私の持ち時間がありますので、今回はいろいろ地震問題、いろいろ懸案事項あるんですが、津波対策に絞りまして質問させていただきますが、後日また地震関係についての質問はするとして、津波対策に絞ってお伺いします。

配付をお願いしました資料については、仙台市の消防の方で津波に対しての警戒区域と情報伝達システムをつくった資料があります。これは、仙台全域の部分を網羅する地図なんですが、質疑の論点は、この中心を拡大しましたBの地図をお手元に配付させていただきました。このBの地図は、過日消防局の方で、この斜線で引かれている警戒地域の町内会の会長さんの方に配付をした説明資料。しかし、きょう討議する論点は、その地図に入っていない地域にちょっと問題な部分がありますので、その辺は私が手書きでつけ加えさせていただきました。この辺について、まず本市が警戒区域として設定をされたこの地域の設定の仕方、津波に対する専門家に対していろいろこの場所の変更あるいは増設を含めて検討されるかどうか。まず、この点について、資料の確認も含めて御答弁願います。

防災安全課長

昭和63年に宮城県が実施しました津波の被害想定調査結果に基づきまして、本市が平成9年3月に策定いたしました防災都市づくり基本計画におきまして、現在の津波警戒区域を定めたものでございます。平成14年11月に公表いたしました仙台市地震被害想定調査報告による津波の予測でも、宮城県沖地震の連動モデルでは津波の浸水域が広がるものの海沿いの沿岸域に限られるとされ、仙台港周辺でも浸水の高さも30センチから110センチと予想されているところでございまして、現行の津波危険区域よりも海よりの地域が浸水するものと考えております。

なお、津波の浸水予測につきましては、学識経験者等の最新の研究内容などお聞きしながら、より現実に即した結果が得られるよう検討してまいりたいと考えているところでございます。

池田友信委員

津波については、チリ地震の発生した津波の状況から、津波対策のあり方が今大変核として問われております。実は、今回もこの津波の問題をいろいろ質疑するに当たって資料をあちこち探したんですが、なぜか余り記録がないんです。そこで、いろいろインターネットを引き出して、調査課の御協力もいただいて調べてみたんですけれども、非常にそういう意味では記録がないということと、大変忘れられている部分があるということで、実は、私は地域の方々にも、古くから住んでおられる方に聞き取りをしました。そうしたら、この津波問題に対してちょっと問題として考えなければならない、そういうことを提起いただきましたので今回質問することになったわけではありますが、チリ地震沖津波の体験者が、今現在宮城野区におります。このときの梅田川とか七北田川はどうでしたかというのと、川底が見えるほど津波のときに非常に引いたらしいです。そして、大きな魚がもうごろんごろんとしていると。それをとりに行ったとかというそういう話を聞きまして、これは相当影響があるなというふうに私は感じたわけではありますが、地域の方々にかような津波に対する警戒区域を設定するに当たって、聞き取りとか何かをしたのでしょうか。それとも、学識者が決めたものを受けておられるという形になっているんですか。その辺ちょっとお伺いします。

防災安全課長

合流地域といいますか、この地域の潮の満ち引きが大きい大潮のときに、津波が川を上ったような話は地元の方からは聞いたことはございますけれども、直接聞き取りを行ったわけではございません。

また、今回の指定に関しましては、学識経験者といえますか、宮城県の想定をそのまま利用させていただいたということが基本になっておりますので、基本的には学識経験者のシミュレーションの中で行われたものと考えております。

池田友信委員

実は、そういうことの状態を聞きまして、私どもの仙台市の津波で影響を及ぼすであろう地域の問題を考えると、こういった現在の津波の対策でいいのかというふうに思っております。

実は、1枚目の写真をごらんいただきたいと思うんですが、これは十勝沖の十勝川を遡上するときの津波の遡上の写真です。陸上自衛隊が撮った記録です。実は、このときの津波の状況が2.5メートルから、高いところは4メートル20という、厚別町の津波により被害があるんです。こういった赤いところまで津波が来たという重油の跡が残っているところですが、こういう記録がありません。

次の写真は、もう御記憶もあると思いますが、北海道の西南沖の奥尻島で津波による大災害です。このような形で、津波でもって火災も発生して家屋も崩壊するという大災害の状況がありました。

それから、次はチリ地震津波で、実は塩竈も仙石線とか本線のところに船がプラットホームに上がったというそういう記憶が私もありますが、これはその写真がないので、八戸の被害状況がインターネットでありましたものですから、それを拡大したものであります。

これもチリ地震のときの八戸の被害がこのようになったということで、八戸のこの方はずっと記録をとってございまして、この記録によりますと、第1波、第2波、第3波とずんずん津波の大きさが大きくなっていくと。9波まで来たという記録がこのインターネットの中に出されております。

したがって、川を遡上する状況を考えますと、これはちょっと真剣に考えなければならぬというふうに感じておるわけではありますが、特に今回の中で津波を防止することはもうまず不可能でしょう。問題は、津波をどういうふうにするかということ、被害を少なくするために、まず命あつての物種ということで、早く知らせる早く逃げると。これが地域に対して取り組むまず第一義的なことでありまして、その辺のことを考えますと、警戒区域の設定、それから伝達装置の拡声器の設置の仕方、これは地域の中で大変重要なことでありまして、そういうことについて、この場所の設定について本当にこれでいいのかどうか。増設をするということが不可能なのかどうですか。その辺、整備についてのあり方、考え方、ちょっとお伺いします。

防災安全課長

委員御指摘のように、昭和35年のチリ地震津波におきましても、蒲生海岸に2.3メートルの津波が押し寄せたという記録も残っているところでございますけれども、今回の、昨年の9月に発生しました十勝沖地震におきましても津波が河川を遡上したということがありますので、学識経験者に確認しましたところ、現在具体的な検証を重ねているというところでございますので、今後研究の推移を見ながら津波警戒区域の検証等も行っていきたいと考えているところでございます。

池田友信委員

先ほど示した資料、これはAは若林も含めての地図ですが、その拡大したBの地域、この地域のちょっと説明しますと、川を遡上するこの梅田川と七北田川の合流地点、オレンジ色で斜線を引いているところがこれは非常に大きな問題であります。先ほどの遡上する津波の状況を見ますと、川幅が広がっているところについては、これは消えていきますが、狭まっていくところについては、どんどんどんどん高くなっていくわけです。あるいは、津波についても、家屋や松林があるところは、それによって力は弱まっていきますけれども、川を上っているところは、津波の力は消せませんので、すごくこれが上がっていくわけです。これをどういうふうに見ているのかなど。この警戒区域、斜線のところを見るとわかるように、川のところの問題は、全然この警戒区域に入っていないんです。まして、私が手書きをしたこの産業道路のグリーンのラインがありますが、その上の部分は全く地図にかいていませんでしたので、問題ではないのかとこちらで手書きで書いたんですよ。この斜線の部分に対する合流地点、遡上した場合はここにぶつかるわけですから、この辺に対する考え方はどういうふうに検討されて、この警戒区域を設置され、情報伝達システムをつくったのか、その辺をお伺いします。

防災安全課長

先ほどもお答えさせていただいたんですけども、いわゆるこの警戒区域に関しましては昭和63年に行われました県の被害想定をもとにしてつくったものでございまして、現在委員御指摘のように、川の遡上に関しましてはこれからの研究を待たなければならないものがあるかなと思っております、それに合わせて警戒区域は設定していく、増設といいますかふやしていくとか、そういうことは研究してまいりたいと思っておりますのでございます。

池田友信委員

遡上の部分で、川を遡上する被害の関係については十分検討されて設定されたんですか。

防災安全課長

その当時の研究材料としては十分検討されたものでございますけれども、何度も申し上げますように、まだ十勝沖地震によって津波が遡上したということが新たな状況でわかったものですから、現在学識経験者の方で研究されているという状況にあることでございます。

池田友信委員

学識者の研究を待つというだけでなく、現地の聞き取りとか実際に広がったチリ地震の津波でさえそういう被害が出て、あるいはそういう動きがあったということの情報を把握をして、仙台市は仙台市の中で、それは地域の問題ですから考えていかなければならないというふうに思うんですが、まずこの辺に設置する場合にこの警戒警報地域とかの費用は1件どのくらいかかるんですか。

防災安全課長

津波情報伝達システムの整備に関しまして、全体の費用で約1億4000万円ほど。1機当たりの平均でございますけれども、約300万円ほどかかるようになっています。

池田友信委員

警戒が出されて、これはサイレンで鳴るんでしょうけれども、なされた場合に、どういう避難をするということは決まっていますか。

防災安全課長

津波の関係に関しましては、津波の予報が2種類、3種類とありまして、注意報と警報ともありますけれども、注意報の場合は、注意喚起となりますけれども、警報が出た場合は、避難勧告をするようになっております。

池田友信委員

いや、ハザードマップ、要するに避難する方向とか、この地域はこっちだよということとか、そういうことが決まっていますかということです。

防災安全課長

津波のハザードマップのことに関しましては、津波の発生時の津波予測結果や

避難情報など記載した津波ハザードマップが必要になってくるかと思うんです。それで、先般国から津波予測図の作成方法などの手引が示されたところでございますので、その内容を精査しながら今後対応を検討してまいりたいと考えているところでございます。

池田友信委員

地域の防災、町内会には自分たちで自分たちのことを考えて避難とか対応をなさいと仙台市の方では言っているわけですから、国がどうのこうののではなくて、仙台市の市域で起こる問題ですから、これは国のを待つのではなくて、いろいろなことを知恵を出し合って、仙台市のことについては仙台市が責任持って避難場所とかそういうことを地域の町内と一緒にこれは考えて準備することをしないと、いつまでも国の状況を待つという状況では、これは自主防災を唱えている行政側としては、これはちょっとおかしいのではないですか。

防災安全課長

津波の警戒区域に関しましては、一定の高さを確保できる堅牢な建物を所有する企業等がございますものから、そういうことに関しましては緊急時に一時的な避難所を活用できないかと、昨年度予備調査を行ったところでございます。

しかし、セキュリティーの問題などさまざまな問題がございまして、なかなか御協力いただけない状況もございまして、今回特別措置法等が衆議院を通過しておりますので、その中で津波に対する事業所の責務も盛り込まれることとありますので、それにのっとりながら、またアンケート調査を再度行いながら、事業者と市民とが一体となつてとらえられるような形で今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

池田友信委員

時間がないのでちょっとはしょりますが、市長、実は仙台市のこういう場合は、警戒区域を指定していますが、例えばこのピンクで点々とかいているのは、これは学校なんです。11校、この地域の近くにあるんです。外れているところもありますけれども、警戒区域から通っている生徒もいますから。いつ発生するかわかりません。子供たちにも、津波が来たらどっちの方に逃げなさいということを学校の中でも教えなければならない。地域でも町内でも教えなければならない。しかし、津波が来たときに、協力してもらえますかという企業の方に要請したら、何か企業の方ではお断りされているわけでしょう、シミュレーションの関係とか何かということで。

実は、こういう問題を含めて、地域も、あるいは企業もいろいろなところでもう少し話題を出して、みんなで協力して被害を最小限にするような努力をしないと、今この警戒区域を指定しただけではいけません。実は、町内の中でも、この警戒区域を指定した町内会長は知っています、この間説明ありましたから。隣接している人はわからないんです。どういうことがあって、どういうふうな方向があって、わからないです。ましてや、これから企業の方々にも協力をいただける状況については、企業の人たちがその気になってもらわないと協力しません。こういう状況を含めて、これからこういう問題については総合的にいろいろな地域対策も含めてやっていかなければならないと思うんですが、時間の関係で、もっと聞きたいところはありますけれども、次回に回しまして、最後に市長の方でこの辺についての御見解をお伺いします。

市長

津波被害対策、災害対策は、やはり過去の例なり、あるいは教訓からいたしまして、先ほども委員の方からお話がありましたとおり、迅速な情報の伝達と迅速な避難行動というこの二つが同時に満足されなければならないというのが基本であろうかと思えます。前者に対しましては、この警戒区域に対しましての情報伝達システムをこの4月から稼働できるように、そのように配慮いたしたところでございますけれども、問題は避難の問題でございますが、これは当該地域の地形上の特性もございまして、高いところに恵まれていないということで、御質問にもございましたように、中高層の建築物、この辺の所有者や企業に対しまして協力方をお願いしてまいっているところでございます。それと同時に、やはり関係住民の日ごろにおける避難を含めた啓発活動といえますか、こういうことなり、あるいは避難の経路なり標識なり、そういうものの整備も同時に必要であろうかと思えます。

いずれにしましても、特措法の発動が間もなく行われるでありましょうし、それに伴って新たな計画を策定する必要もあろうかと思えますので、それに先立ってその準備をしなければならないし、その準備の際には河川の遡上の問題も含めまして、これの検討に加える必要があろうというふうに思います。

津波の問題、地震と同時に考えなければならない問題でございますし、場合によってはそれ以上に緊急性が必要な場合もございますので、そういうことで地域一つになりましてこの問題に当たれるように努力をしてまいるように指示をしたいと思えます。以上でございます。